

平成 30 年 度

定額  
請負

市営住宅専用水道水質検査業務委託  
(日常検査)

# 仕 様 書

委 託 期 限	平成 31 年 3 月 31 日
---------	------------------

大 阪 市 住 宅 供 給 公 社

(担当 住宅管理部住宅整備課)

# 委 託 概 要

委 託 名 称 市営住宅専用水道水質検査業務委託(日常検査)

委 託 場 所

住 宅 名 称 長吉長原東第4住宅(1～14号館)  
所 在 地 大阪市平野区长吉長原東3丁目12番

住 宅 名 称 今福南第3住宅(6～8号館)  
所 在 地 大阪市城東区今福南4丁目5番

住 宅 名 称 矢田部住宅(8～14号館)  
所 在 地 大阪市東住吉区公園南矢田1丁目20番

住 宅 名 称 長吉第2住宅(1～4号館)  
所 在 地 大阪市平野区长吉出戸1丁目1番

委 託 概 要 本業務は水道法第20条の規定により同法施行規則第15条第1項第1号に掲げる検査を行い、結果を報告するものである。

委 託 仕 様 本委託は、本設計書及び『専用水道水質検査業務委託(日常検査)仕様書』に基づいて実施しなければならない。

## 市営住宅専用水道水質検査業務委託(日常検査)仕様書

委託者 大阪市住宅供給公社(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)とは、市営住宅専用水道水質検査業務委託の仕様を次のとおり定める。

### 【対象住宅】

この契約の対象となる住宅は次のとおりとする。

住宅名称 市営長吉長原東第4住宅(1～14号館・580戸)

所在地 大阪市平野区長吉長原東3丁目12番

受水槽 RC製、半地下設置 有効容量 123m<sup>3</sup>

高置水槽 RC製、給水塔方式 有効容量 42m<sup>3</sup>

住宅名称 市営今福南第3住宅(6～8号館・230戸)

所在地 大阪市城東区今福南4丁目5番

受水槽 RC製、地上設置 有効容量 120m<sup>3</sup>

住宅名称 市営矢田部住宅(8～14号館・210戸)

所在地 大阪市東住吉区公園南矢田1丁目20番

受水槽 RC製、地上設置 有効容量 106m<sup>3</sup>

住宅名称 市営長吉第2住宅(1～4号館・234戸)

所在地 大阪市平野区長吉出戸1丁目1番

受水槽 RC製、地上設置 有効容量 120m<sup>3</sup>

### 【委託期間】

本委託は、平成30年4月1日 から 平成31年3月31日 までとする。

### 【監督職員】

監督職員とは、当該業務委託を担当する甲の職員をいう。

### 【監督】

監督職員は、必要に応じて履行途中における業務の確認のため、乙の立会いを求めることができる。

### 【質疑】

本仕様書及び施設等を熟知し、仕様書等に明記のない場合及び内容に相違がある場合、また疑義がある場合には、監督職員と協議を行う。

### 【委託業務内容】

この水道検査は、水道法第20条に定められた水質検査の日常検査をなすもので、同法施行規則第15条第1項第1号に掲げる検査(1日1回飲料水の濁り及び消毒の残留効果に関する検査)の結果を、甲に報告しなければならない。

#### 【関連法令等の適用及び手続き等】

「水道法」及び「同法施行規則」等関連法令を遵守し、またこれらに関連して必要な官公署等への手続きは遅滞なく行い、これらに必要な諸費用はすべて乙の負担とする。

#### 【業務責任者】

乙は業務責任者を定め、業務実施前に当該者の経歴書及び全業務担当者の名簿を作成し、監督職員に提出する。

#### 【採水者】

乙の採水者(業務責任者又は業務担当者)は、水道法第19条に定められた水道技術管理者に適合するものとする。

#### 【採水場所】

1日1回行う飲料水の採水場所(2ヶ所)は下記の場所とする。

長吉長原東第4住宅 : 4号館107号室・13号館101号室パイプスペース  
今福南第3住宅 : 6号館西側・7号館前散水栓  
矢田部住宅 : 8号館102号室・14号館101号室前散水栓  
長吉第2住宅 : 2号館104号室・3号館105号室前散水栓

#### 【水質検査項目】

水質検査項目は以下の内容に基づいて検査を行う。

水質検査項目内容

残留塩素・濁り・味・臭い・水温

#### 【別契約の関連業務等】

別契約の関連業務等については、当該関係者と相互に協力し、業務全体の円滑な進捗を図ること。

#### 【作業管理】

1. 乙は作業範囲の内外を問わず、作業員の監督、風紀、衛生の管理及び火災その他の事故に十分注意し、人命及び財産などに危害をおよぼさないように適切な措置を講じる。
2. 業務実施に伴い発生した事故については、乙の責任においてその処理及び補償を行う。
3. 作業員は、作業中、社名の明記された腕章又はこれに代わるものを着用すること。

#### 【作業時間】

作業時間は原則として午前9時から午後5時までの範囲内とする。

#### 【記録等の提出】

1. 毎日記録を監督職員に提出すること。また、1ヶ月毎にその記録の集計を提出すること。
2. 作業中に水質の維持管理上、不都合な部位があった場合は、監督職員へ写真と状況を記録したものを提出すること。

#### 【衛生上の注意】

乙は、水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第3号に基づき、残留塩素を一定濃度の範囲に保持するための塩素注入装置の点検、整備及び薬剤の補充を行うものとする。

**【部分払い】**

1. 乙は、業務の完了前において、業務委託料の部分払いを請求することができる。ただし履行した業務分以内とし、請求は3ヶ月に1回を超えることができない。
2. 甲は前項の規定による請求があったときは、遅滞なく当該業務の履行部分を確認のうえ速やかに支払う。

**【その他】**

水質検査で異常値が検出された場合は、直ちに監督職員に報告を行う。

## 一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

1 業務委託契約書第 15 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース及び資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない（ただし、個人情報を含むものを除く。）。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にするとともに、再委託の相手方に対して適切な指導及び管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者又は大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## 特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約業務(以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者の内部統制連絡会議がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市住宅供給公社個人情報保護基本規程の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 万一個人情報等の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し発注者の指示に従うものとする。

### (個人情報等の管理義務)

第6条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体(磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。)上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

3 受注者は、第1項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返却等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告するなど、適切な対応をとらなければならない。

- 4 受注者は、当該契約(協定)が終了した時、又は発注者が求めた場合は、発注者へ記録媒体等を返還しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 6 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託作業を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 受注者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託・外部持出しの禁止)

第8条 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を再委託してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部への持出しを禁止する。

(複写複製の禁止)

第9条 受注者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でない認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

(事実の公表)

第11条 発注者は、受注者が第5条から第9条の規定に違反していると認めるときは、その行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、事実の公表を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例及び大阪市住宅供給公社個人情報保護基本規程に基づく調査又は勧告に正当な理由なく協力せず、又は従わないとき
- (2) この契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損等があったとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき



## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る公社監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく公社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、公社及び大阪府が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

委 託 名 称 市営住宅専用水道水質検査業務委託(日常検査)

---

委 託 費 総 額 円

---

---

委 託 価 格 円

---

消費税及び地方

消費税相当額 円

---

内 訳 書

市営住宅専用水道水質検査業務委託(日常検査)

名 称	員数	単位	単 価	金 額	備 考
1. 日常水質検査業務	1	式			
小 計					
2. 共通費	1	式			
小 計					
計					
消費税及び地方消費税相当額					
合 計					